資料２

独立行政法人科学技術振興機構の業務方法書、中期目標・中期計画の変更について

平成２６年３月１２日

文部科学省

独立行政法人科学技術振興機構の
業務方法書、中期目標・中期計画の変更について

【経緯】

○平成２５年度補正予算に計上している「革新的研究開発推進プログラム(ＩｍＰＡＣＴ)」については、総合科学技術会議が策定する方針の下、独立行政法人科学技術振興機構に基金を設けて、今後５年間にわたり集中的に研究開発を推進するため、今通常国会の冒頭において独立行政法人科学技術振興機構法を改正したところ。

○今回、同法の規定に基づき、独立行政法人科学技術振興機構が新たに実施することとなる基金に係る業務について、業務方法書、中期目標・中期計画の変更を行うため、総合科学技術会議のご意見を伺うものである。

【業務方法書、中期目標・中期計画の変更のポイント】

・基金の設置及び基金に係る業務の追加
・総合科学技術会議の方針に基づくプログラム・マネージャーの雇用やその支援体制の構築など推進方法等について記載

※具体的な記載については別紙のとおり

（別紙）

※変更箇所は下線

独立行政法人科学技術振興機構　業務方法書案 新旧対照表

業　務　方　法　書　（変　更　後）	業　務　方　法　書　（変　更　前）
第14章　その他機構の業務の執行に関して必要な事項 （革新的新技術研究開発業務） 第28条　機構は、国から交付される補助金により設けられた基金により、将来の社会や産業のあり方に大きな変革をもたらす革新的な新技術の創出に係る研究開発を行うものとする。 ２　業務の実施に必要な事項については、別に定めるところによる。	（追加）
附　則（平成 26 年●月●日） この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日（平成 26 年●月●日）から施行する。	（追加）

独立行政法人科学技術振興機構　中期目標案　新旧対照表

中　期　目　標　（変　更　後）	中　期　目　標　（変　更　前）
（１）科学技術イノベーション創出の推進 ⑥革新的新技術研究開発の推進 （革新的新技術研究開発業務） 将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な新技術の創出を集中的に推進するため、国から交付される補助金により基金を設け、総合科学技術会議が策定する方針の下、実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす科学技術イノベーションの創出を目指し、革新的な新技術の創出に係る研究開発を推進する。	（１）科学技術イノベーション創出の推進 （追加）

独立行政法人科学技術振興機構　中期計画案　新旧対照表

中　期　計　画　（変　更　後）	中　期　計　画　（変　更　前）
（１）科学技術イノベーション創出の推進 ⑥革新的新技術研究開発の推進 （革新的新技術研究開発業務） 将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な新技術の創出を集中的に推進するため、国から交付される補助金により基金を設け、総合科学技術会議が策定する方針の下、実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす科学技術イノベーションの創出を目指し、革新的な新技術の創出に係る研究開発を推進する。 ［推進方法］ ・機構は、プログラム・マネージャーの採用に関する総合科学技術会議の決定を踏まえて、プログラム・マネージャーを雇用するとともに、プログラム・マネージャーの活動を支援する体制を構築する。 ・総合科学技術会議が策定する方針に基づき、プログラム・マネージャーの推進する研究開発を以下の方法により行う。 (a) 研究開発機関の決定 (b) 必要な研究開発費の配分 (c) 各研究開発機関との間の委託契約締結 (d) 必要に応じた研究開発の加速、減速、中止、方向転換等の柔軟な実施 (e) 革新的新技術研究開発業務に関する報告 ［達成すべき成果］ ・革新的な新技術の創出に係る研究開発を行い、実現すれば産業や社会の在り方に大きな変革をもたらす科学技術イノベーションの創出を目指す。	（１）科学技術イノベーション創出の推進 （追加）

（参考1）

独立行政法人科学技術振興機構法（抄）

附　則

（業務方法書）

第五条の三　　文部科学大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による**業務方法書**（前条第一項に規定する業務（基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。以下「**革新的新技術研究開発業務**」という。）に係る部分に限る。次項において同じ。）の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、**総合科学技術会議の意見を聴かなければならない**。

（中期目標及び中期計画）

第五条の四　　文部科学大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により、**中期目標**（革新的新技術研究開発業務に係る部分に限る。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、**総合科学技術会議の意見を聴かなければならない**。

２　　文部科学大臣は、通則法第三十条第一項の規定による**中期計画**（革新的新技術研究開発業務に係る部分に限る。）の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、**総合科学技術会議の意見を聴かなければならない**。

（参考2）

革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）

２５年度補正予算額：５５０億円（新規）

事業概要・目的

○総合科学技術会議（ＣＳＴＰ）の司令塔機能の強化の一環として、実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす革新的な科学技術イノベーションの創出を目指し、ハイリスク・ハイインパクトな挑戦的研究開発を推進する。

○最先端研究開発支援プログラム（ＦＩＲＳＴ）における研究者優先の制度的優位点と、研究開発の企画・遂行・管理等に関して大胆な権限を付与し、非連続的イノベーションの創出を目指すプログラム・マネージャー（ＰＭ）方式の利点を融合した、新たな研究開発推進プログラム。

事業のスキーム

○ＣＳＴＰが責任を持って、制度全体を一体的に運営し、司令塔機能を強力に発揮。

○ＰＭは、身分・処遇の確保と活動を支援するため、科学技術分野における資金管理、知財活用、調査分析、広報等について豊富な実績を有する（独）科学技術振興機構（ＪＳＴ）に所属させ、同法人に基金を造成。

事業の進め方

○ＣＳＴＰが、我が国の産業競争力の飛躍的向上、社会的課題の克服の観点からテーマを設定し、ＰＭを公募。
ＰＭが具体的な研究開発プログラムを提案し、ＣＳＴＰが選定。

○ＰＭは、プログラムの課題解決のために必要な研究プロジェクトと担当する研究者を採択。
目利き力を発揮して、優秀な技術と人材を結集し、自らの権限と責任で臨機応変にプログラムをマネジメント。

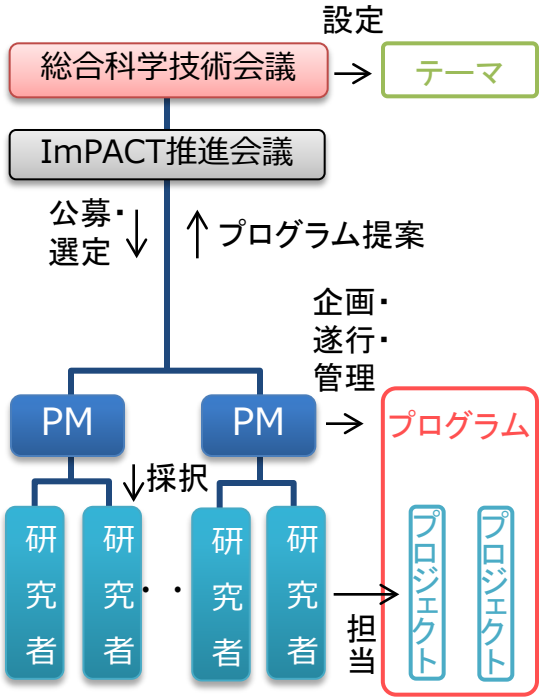

期待される効果

○成長戦略の重要な柱である「科学技術イノベーションの推進」を強力に加速する。

○非連続イノベーションの実現により、新規市場や産業を創出し、将来の経済成長に大きく貢献できる。